

宮津市地籍調査成果等の交付に関する事務取扱要領

令和5年3月31日

建設部土木管理課

(趣旨)

第1条 この要領は、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）に基づき市が調査を実施したもので、法第19条第2項の規定により認証された成果及びその参考資料（以下、「成果等」という。）並びに同項の規定による認証を受ける以前の成果であって、地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）に基づく検査を市が実施したもの（以下、「暫定成果」という。）について、広く一般の利便に資するため、その閲覧、複写物の交付及び証明に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(成果等の種類)

第2条 閲覧、複写物の交付又は証明に供する成果等の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 地籍図
- (2) 地籍簿
- (3) 地籍図筆界点番号図
- (4) 座標一覧表
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(成果等の閲覧)

第3条 前条各号に掲げる成果等の閲覧を行おうとする者は、市長にその旨を申し出るものとする。

(成果等の複写物の交付及び証明)

第4条 第2条各号に掲げる成果等の複写物の交付を受けようとする者又は証明を受けようとする者は、宮津市地籍調査成果等交付申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項に規定する成果等の複写物の交付に当たり、複写に係る実費相当額を徴収するものとする。ただし、官公署が公用で使用する場合は、徴収しない。

3 市長は、第1項に規定する成果等の証明に当たり、宮津市手数料徴収条例（平成12年条例第37号）の規定により手数料を徴収するものとする。

(閲覧、複写物の交付及び証明の例外)

第5条 市長は、第3条の申出又は前条第1項の申請があった場合において、第2条各号に掲げる成果等に誤りがあり、その調査又は修正を行っているときは、これに応じないことができるものとする。

(暫定成果の種類)

第6条 閲覧又は複写物の交付に供する暫定成果の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 図根点網図
- (2) 図根点成果簿
- (3) 地籍図
- (4) 地籍簿
- (5) 地籍図筆界点番号図
- (6) 地積計算簿
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(暫定成果の閲覧)

第7条 暫定成果の閲覧を行おうとする者は、市長にその旨を申し出るものとする。

2 暫定成果の閲覧の申出を行うことができる者は、前条第1号又は第2号に掲げる暫定成果にあってはその暫定成果を用いて測量を実施する者に、同条第3号から第7号に掲げる暫定成果にあっては次に掲げる者に限るものとする。

- (1) その筆の登記名義人又はその相続人
- (2) 前号に規定する者からの委任を受けた者

3 市長は、前項の規定にかかわらず、官公署より暫定成果の閲覧を求められたときは、これに応じることができるものとする。

(暫定成果の複写物の交付)

第8条 第6条各号に掲げる暫定成果の複写物の交付を受けようとする者は、宮津市地籍調査暫定成果交付申請書(様式第2号)により市長に申請するものとする。

2 前条第2項から第3項までの規定は、暫定成果の複写物の交付について準用する。

3 市長は、前項に規定する成果等の複写物の交付に当たり、複写に係る実費相当額を徴収するものとする。ただし、官公署が公用で使用する場合は、徴収しない。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

宮津市地籍調査成果等交付申請書

宮津市長 様

宮津市地籍調査成果等の交付に関する事務取扱要領第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

交付申請者 (窓口に来られた方)	住所	
	氏名	
	連絡先	

1. 交付を申請する成果等

成果の種類	複写物の交付件数	証明件数
地籍図	件 枚	件 枚
地籍簿	件 枚	件 枚
地籍図筆界点番号図	件 枚	件 枚
座標一覧表	件 枚	件 枚
()	件 枚	件 枚

2. 交付を申請する土地又は点の表示

土地	土地の所在		
	申請する地番		
点			

3. 申請の理由

--

※担当記入欄

手数料等	受付	交付	確認
手数料 コピー使用相当額			

宮津市地籍調査暫定成果交付申請書

宮津市長 様

宮津市地籍調査成果等の交付に関する事務取扱要領第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

なお、交付を受ける成果は暫定のものであることを理解し、その利用に当たっては申出者の責任で境界等の確認及び点検を行い、利用により生じた損害等の責は申出者が負うことに同意します。

交付申請者 (窓口に来られた方)	住 所	
	氏 名	登記名義人との続柄 ()
	連 絡 先	

1. 交付を申請する暫定成果

暫定成果の種類	複写物の交付件数	委任状の有無
図根点網図	件 枚	
図根点成果簿	件 枚	
地籍図	件 枚	
地籍簿	件 枚	
地籍図筆界点番号図	件 枚	
地積計算簿	件 枚	
()	件 枚	

2. 交付を申請する土地又は点の表示

土 地	土地の所在		
	申請する地番		
点			

3. 申請の理由

--

※担当記入欄

コピー使用相当額	受 付	交 付	確 認
コピー使用相当額			